

播 磨 町
一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 4 月策定

令和 7 年度 ゴミ処理実施計画

本町は、住民と行政が一体となり、ごみの減量、分別による資源化、環境汚染の防止を図るため、19種分別収集を実施している。

本年度も引続き、より一層の住民の理解と協力を求め、ごみの適正処理を行う。

また、令和4年度から東播地域2市2町によるごみ処理広域化が始まり、町内で収集などしたごみについては、高砂市への事務委託とし、『エコクリーンピアはりま（東播臨海広域クリーンセンター）』へ運搬し処理を行っている。

行政区域面積	9. 13 km ²	計画処理区域	9. 13 km ²
行政区域人口	34, 600人	計画処理区域	34, 600人
行政区域世帯数	15, 700世帯	計画処理区域	15, 700世帯

1. 排出量 9, 380 t

種 別	行政収集	許可業者収集・直接搬入
可燃ごみ	5, 376 t	1, 798 t
不燃ごみ	141 t	10 t
粗大ごみ・可燃性長尺ごみ	326 t	337 t
あきびん（3種類）	114 t	
あき缶	20 t	6 t
ペットボトル	27 t	0 t
プラスチック容器包装類	235 t	0 t
紙類（4種類）	192 t	44 t
布類	65 t	26 t
蛍光灯・乾電池類・使い切りライター	6 t	1 t
紙パック	1 t	1 t
食用廃油	3 t	
剪定枝・草類		651 t
合 計	6, 506 t	2, 874 t

2. 収集区域 播磨町内全域（ただし、町が収集する区域は新島・東新島を除く。）

3. 収集回数

可燃ごみ 週2回（地区毎）

不燃ごみ・粗大ごみ・可燃性長尺ごみ・あきびん・あき缶・ペットボトル・紙類・布類・

廃食用油・蛍光灯・乾電池類・使い切りライター 月1回（地区毎）

プラスチック容器包装類 週1回（地区毎）

4. 収集方法

- (1) ステーション方式により、直営で収集する。 4 6 6 箇所
ごみステーション数
- ・可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック容器包装類のみ 3 4 0 箇所
 - ・可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック容器包装類・粗大ごみ・可燃性長尺ごみ
あき缶・ペットボトル・食用廃油・蛍光灯・乾電池類 1 2 6 箇所
- (2) ステーション方式により、委託で収集する。 2 1 3 箇所
- あきびん（委託先：(株) 大原ガラスリサイクル） 1 0 3 箇所
 - 紙類・布類（委託先：はりま紙商（株）） 1 1 0 箇所
- (3) 事業所や商店から排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らが直接搬入するか、町の許可業者に委託して搬入する。
- (4) ひとり暮らしの高齢者や身体が不自由な方でごみの排出が困難な方は、一定の要件に該当する場合、直接自宅まで出向き、個別収集を行う。

5. 収集体制等

(1) 町の収集体制

収集人員 1 5 人 事務責任者 1 名

収集運搬車両 5. 5 t パッカー車 1 台 4 t パッカー車 1 台 3 t パッカー車 2 台
3. 5 t パッカー車 2 台 2 t ダンプ 2 台
軽トラック 1 台 コンテナ専用車 3 台

(計 1 2 台)

(2) 一般廃棄物処理業許可業者

業者名	収集車両	収集ごみ量
(株) 竹本商会	2 t パッカー車 2 台 2. 1 0 t パッカー車 1 台 軽トラック車 1 台	可燃ごみ等 4 7 8 t
金澤産業 (株)	1. 9 5 t パッカー車 1 台 1. 7 0 t パッカー車 1 台 2. 1 0 t パッカー車 1 台 2. 7 0 t パッカー車 1 台	可燃ごみ等 3 4 8 t
木村工業 (株)	2. 4 5 t パッカー車 1 台	可燃ごみ等 6 9 7 t
(有) 第一清掃	1. 8 5 t パッカー車 1 台 3 t コンテナ車 1 台 軽トラック車 1 台	可燃ごみ等 1 3 t
(公社) 加古郡広域シルバー人材センター	1. 1 t トラック車 2 台 1 t トラック車 1 台 軽トラック車 6 台	可燃ごみ等 7 3 t

(3) 直接搬入一般廃棄物 6 1 6 t

(4) 公共系一般廃棄物 5 4 5 t

6. 中間処理施設

(イ) 焼却施設 (名称: エコクリーンピアはりま) 高砂市梅井6丁目1番1号

令和4年4月稼働 4 2 9 t (1 4 3 t / 2 4 H × 3 基)

焼却方式 回転ストーカ炉方式

設置主体 高砂市 運営方式 委託

(ロ) 焼却施設 (名称: 播磨町塵芥処理センター) 播磨町新島59 (休止中)

平成4年4月稼働 4 5 t / 2 4 H × 2 基

焼却方式 准連続燃焼方式

設置主体 播磨町 運営方式 委託

(ハ) あき缶プレス施設

播磨町可燃ごみ中継センター内 播磨町新島59

平成5年4月稼働 1 t / 5 H

方式 圧縮成形方式 設置主体 播磨町

(ニ) 破碎処理施設 (名称: エコクリーンピアはりま) 高砂市梅井6丁目1番1号

令和4年4月稼働 3 4 t / 5 H

設置主体 高砂市 運営方式 委託

(ホ) 破碎処理施設 (名称: 加古郡リサイクルプラザ) 播磨町新島60

・不燃・粗大破碎設備 (休止中)

平成10年4月稼働 1 5 t / 5 H

設置主体 加古郡衛生事務組合

・木くず(剪定枝)資源化設備

平成25年12月稼働 8 t / 5 H

設置主体 加古郡衛生事務組合

(ヘ) 廃棄物再生処理施設 (名称: 加古郡ストックヤード) 播磨町新島60

平成13年3月稼働 1 0 t / 5 H

設置主体 加古郡衛生事務組合

7. 中継施設

(イ) 可燃ごみ中継施設 (名称: 播磨町可燃ごみ中継センター) 播磨町新島59

令和4年4月稼働 4 0 t / 5 H

方式 コンパクタ・コンテナ

設置主体 播磨町 運営方式 委託

(ロ) 粗大ごみ中継施設 (名称: 加古郡リサイクルプラザ) 播磨町新島60

設置主体 加古郡衛生事務組合 運営方式 委託

8. 保管施設

(イ) あき缶・牛乳紙パック・蛍光灯・乾電池類保管場所

播磨町可燃ごみ中継センター内	播磨町新島 5 9	容 量	2 0 0 m ³
加古郡衛生センター内	播磨町新島 6 0	面 積	1 0 m ²

(ロ) ペットボトル保管場所

加古郡リサイクルプラザ内	播磨町新島 6 0	面 積	2 2. 5 m ²
--------------	-----------	-----	-----------------------

(ハ) プラスチック容器包装類保管場所

加古郡ストックヤード内	播磨町新島 6 0	面 積	9 0 m ²
-------------	-----------	-----	--------------------

(ニ) ヘドロ仮置場 播磨町新島 4 6 - 1

設置主体	播磨町
容 量	8 0 0 m ³

9. 最終処分場

『エコクリーンピアはりま』で処理するごみから発生する焼却残渣については、下記のとおり処分する。

(イ) 埋立

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸埋立処分場

設置場所	兵庫県神戸市沖
設置主体	大阪湾広域臨海環境整備センター
面 積	8 8 ヘクタール

(ロ) セメント化

公益財団法人ひょうご環境創造協会赤穂事業所

設置場所 赤穂市西浜町 1 0 1 6 - 1

なお、粗大ごみ中継施設から排出される不燃物の処分等の計画については、加古郡衛生事務組合において策定する。

10. そ の 他

ごみ減量化の施策・住民に対する啓発活動等

ごみ処理にかかる環境負荷を減らし、資源循環型社会の実現を目指して、さまざまな取り組みを進めている。廃棄物の最終処分場には限りがあり、大量消費・大量廃棄の生活の見直し、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、当町では 19 種類の分別収集を実施している。

平成 13 年度に紙類・布類とプラスチック容器包装の分別回収を始めたことを境に、ごみの総排出量は減少し、現在はほぼ横ばい状態で推移している。一方で依然として可燃ごみへの紙類混在率が高いため、分別の徹底に向けて、普及啓発に努めていくとともに、地域での資源回収運動を支援するため、町内各団体による資源回収活動に奨励金を交付し、住民による自主的なリサイクル活動を後押しし、可燃ごみに含まれる紙ごみの削減に努めている。併せて、生ごみについては、水分量が多いことで焼却時の負荷が大きくなるため、水切りの徹底や食品ロス削減の啓発活動を進めている。

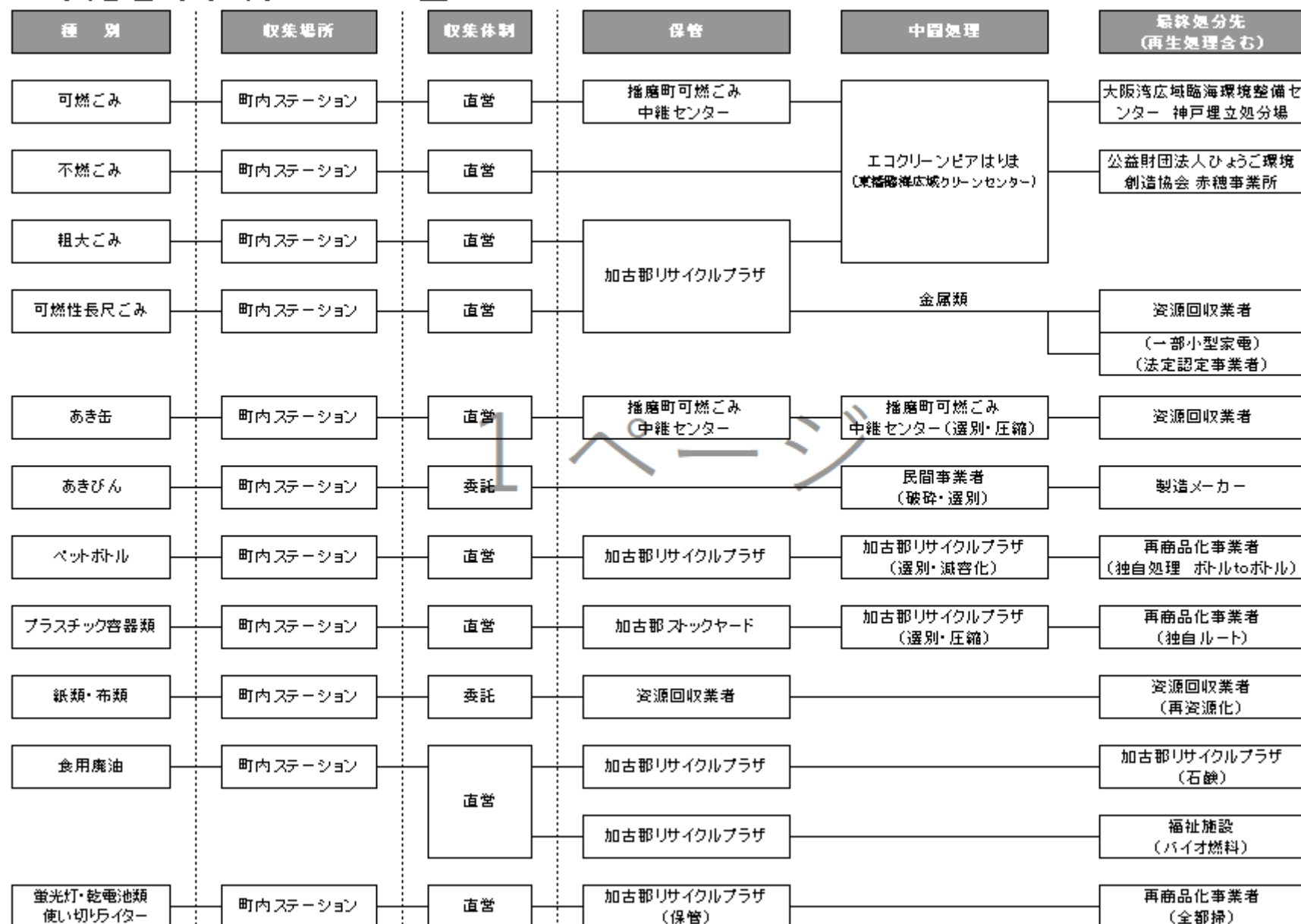
平成 30 年度からは「水銀による環境汚染の防止に関する法律」に基づき、乾電池類の分別収集を開始し、また、小型家電のリサイクルを促進するため、庁舎やコミュニティセンターに回収ボックスを設置、さらに令和 4 年 4 月からは家庭から出る使用済みインクカートリッジの回収も実施している。

また、小売店舗で配布されているレジ袋を削減するため、平成 28 年 4 月に事業者・播磨町消費者協会とレジ袋無料配布中止の協定を締結し、協定締結事業者の店舗では、レジ袋の無料配布を中止してきた。令和 2 年 7 月からスタートしたレジ袋有料化をきっかけに「外出時はマイバックを携帯する」というような、住民一人一人の前向きな行動変容に繋がる情報発信を行い、ワンウェイプラスチックの削減に努めている。

ペットボトルについては、より環境負荷が少ないペットボトルの水平リサイクル「ボトル to ボトル」を 2 市 2 町で取り組んでいる。

近年、ごみの減量化、再資源化の重要性が叫ばれており、分別収集の果たす意義、効果等については、町広報紙や町ホームページ、及び令和 5 年 1 月に改定した「播磨町のごみ処理と資源回収分別の手引き」を活用して、自治会等を通じて啓発活動を推進し、住民の協力を求めると共に、事業者に対しては、令和 4 年度からの広域ごみ処理に合わせて作成した「事業系ごみ処理マニュアル」の配布を通じて、分別排出の協力と排出抑制について協力を求め、ごみの適正な処理と生活環境の保全向上を図っている。

ごみ処理・リサイクルフロー図



令和7年度 し尿処理実施計画

本町のし尿処理について、本年度においても収集運搬業務は、生し尿については（有）播磨清掃社に委託し、浄化槽汚泥は、既許可業者である浄化槽清掃業者（４の（ロ）参照）により行う。

処理業務については、加古郡衛生事務組合で行う。

行政区域面積	9. 1 3 k m ²	計画処理区域	9. 1 3 k m ²
行政区域人口	3 4, 6 0 0 人	計画処理区域	1 5, 7 0 0 世帯
計画収集人口	2 8 1 人	くみとり世帯数	1 2 7 世帯
計画収集外人口	3 4, 3 1 9 人	その他世帯数	1 5, 5 7 3 世帯

- | | |
|--------|--------------|
| 1. 排出量 | 2, 6 5 1 k 1 |
| 生し尿 | 5 0 1 k 1 |
| 浄化槽汚泥 | 2, 1 5 0 k 1 |

2. 収集区域
播磨町内全域とする。

3. 収集回数
- (イ) 生し尿：一般家庭等のトイレ 月1回を原則
仮設トイレ 申込みを原則
- なお、一般家庭等で特別な事情があるときは、申込みにより収集する。
- (ロ) 浄化槽汚泥：浄化槽法上の法定回数及び環境保全上清掃が必要になったとき

4. 収集体制
- (イ) 生し尿：委託業者による。
- | | | |
|-------|-------------|-------------------|
| 委託業者 | 所在地 | 加古郡播磨町北本荘7丁目9番18号 |
| | 名称 | (有) 播磨清掃社 |
| 収集運搬車 | 3.7k1バキューム車 | 3台 |
| | 1.8k1バキューム車 | 1台 |
| 人 | 作業員 | 4名 |
| | 事務員 | 1名 |
- (ロ) 浄化槽汚泥：許可業者による。
- 5業者で収集・運搬する。

※廃掃法第7条許可業者一覧表

名 称	従業員数	収集運搬車両
(有) 播磨清掃社	5 名	3.7 k l バキューム車 3 台 1.8 k l バキューム車 1 台
(株) S I C	18 名	大型清掃車 3 台 4 t バキューム車 2 台 3 t バキューム車 1 台 4 t 清掃車 3 台
(有) エコクリーン	5 名	4 t バキューム車 2 台
阪神連合清掃 (株)	6 名	3.05 k l バキューム車 1 台 2.7 k l バキューム車 1 台 1.8 k l バキューム車 1 台
播磨営繕 (有)	11 名	3.7 k l バキューム車 1 台 3.6 k l バキューム車 1 台

※浄化槽法第35条許可業者一覧表

名 称	従業員数
(有) 播磨清掃社	5 名
(株) S I C	18 名
(有) エコクリーン	5 名
阪神連合清掃 (株)	6 名
播磨営繕 (有)	11 名
(株) 大 洋	69 名

5. 中間処理施設

し尿処理施設 (名称: 加古郡衛生センター) 播磨町新島 60

昭和 62 年 3 月稼働 110 k l / 日

処理方法: 低希釈二段活性汚泥法 + 高度処理

設置主体: 加古郡衛生事務組合

6. 搬入量	2, 6 5 0 k l
(イ) 生し尿	5 0 1 k l
(ロ) 浄化槽汚泥	2, 1 5 0 k l
(有) 播磨清掃社	9 8 8 k l
(株) S I C	4 0 7 k l
(有) エコクリーン	2 5 6 k l
阪神連合清掃 (株)	4 1 k l
播磨営繕 (有)	4 5 8 k l

7. 残渣の量及び処分

加古郡衛生事務組合において処理計画を策定する。

8. 今後の目標

播磨町内全域を公共下水道によるし尿処理を目標としている。

(ただし、新島及び日量 1, 0 0 0 k l 以上を排水する特定工場を除く。)

9. 住民に対する広報・啓発活動

町広報紙により、浄化槽の適正な管理及び下水道利用を呼びかける。